

資料編

◎主な取り組み及び数値目標一覧

(1) 男女共同参画推進のための市における主な取り組み（平成24～28年度）

基本 目標	方針	主な取り組み	担当課
Ⅰ 男女が互いの人権を認め合う意識づくり	1 男女共同参画 についての理解・ 意識づくりの推進	人権啓発リーフレットの作成・配布	社会教育課
		地域人権活動ネットワーク事業	社会教育課 市民課
		男女共同参画啓発・研修事業	社会教育課 企画課
		男性の参加を促す学習会等の開催	関係各課
		親子で参加できる学習会等の開催	関係各課
		男女共同参画に関する情報収集	企画課
		広報紙、市ホームページ、行政チャンネル等を活用した情報提供	秘書課
	2 国際的視野に 立った男女共同参 画の推進	トロイ市との相互派遣事業	企画課
		市民と留学生との交流会事業	
Ⅱ あらゆる分野へ男女がともに参画できる社会づくり	1 政策・方針決 定の場合への男女共 同参画の促進	審議会等における女性委員の登用率向上	企画課
		人事考課制度の導入による人材育成	総務課
		ワーキング・グループなどへの女性職員の積極的な参加促進	
		市内事業者等への広報・啓発等	商工観光課
	2 家庭・地域社 会における男女共 同参画の促進	男女共同参画啓発・研修事業（再掲）	社会教育課 企画課
		男性のための料理・育児・介護教室等の実施	健康づくり課 保険課
		女性消防団員育成事業	消防総務課
		婦人防火クラブ等結成事業	警防課

基本目標	方針	主な取り組み	担当課
Ⅲ 男女がいいきと働ける環境づくり	1 働く場における男女共同参画のための環境整備	男女雇用機会均等法等の周知	商工観光課
		企業等の積極的改善措置の推進	
		パワハラ、セクハラ防止のための事業所への広報・啓発等	
		パパ・ママ・子育て応援企業登録事業	子ども課
	2 女性の就業等チャレンジ支援	各種職業能力向上セミナー等の広報・周知	企画課 商工観光課
		自営業者に対する女性の経営参画の意識啓発	商工観光課 農林課
		家族経営協定締結農家の促進	農林課
	3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	ワーク・ライフ・バランス推進のための普及啓発事業	子ども課 商工観光課
		パパ・ママ・子育て応援企業登録事業（再掲）	子ども課
Ⅳ 男女がともに健やかに過ごせる生活づくり	1 生涯を通じた健康支援	すこやかプラン21推進事業	健康づくり課
	2 安心して子育てできる環境整備	子育て支援拠点整備事業	子ども課
		放課後児童健全育成事業	
		家庭児童相談事業	
		要支援児対策事業	
		子ども会活動支援事業	
		三世代のよさ再発見事業	

基本目標	方針	主な取り組み	担当課
IV 男女がともに健やかに過ごせる生活づくり	2 安心して子育てできる環境整備	ひとり親家庭等相談事業（相談、自立支援、母子福祉資金貸付制度）	子ども課
		児童扶養手当支給事業	
		ひとり親家庭等医療費助成事業	
		遺児年金支給事業	
		少年団活動等支援・育成事業	社会教育課 スポーツ振興課
	3 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせるための環境整備	各種相談・支援事業	市民課 福祉課 保険課
		バリアフリーのまちづくりの推進	都市整備課
		障害者地域活動支援センター事業	福祉課
		健やか高齢者生きがい支援事業	
		福祉移送サービス事業	
		市民と留学生との交流会事業（再掲）	企画課
	3 配偶者等に対するあらゆる暴力根絶のための環境整備 （高梁市配偶者からの暴力防止および被害者支援基本計画）	男女共同参画啓発・研修事業（再掲）	社会教育課 企画課
		若年層へのデートDV防止のための広報・啓発等	社会教育課 子ども課
		DV相談事業	子ども課
		DVに関する相談窓口の周知	企画課



(2) 計画の数値目標

基本 目標	方 針	目 標	H 2 2	H 2 8	H 3 3
Ⅰ 男女が互いの人権を認め合う意識づくり	1 男女共同参画 についての理解・ 意識づくりの推進	「男は仕事、女は家庭」に代表されるような固定観念に同感しない人の割合	60%	80%	100%
		市内で開催する男女共同参画学習会・研修会の回数	4回	5回	6回
		広報紙・行政チャンネル等を活用した男女共同参画に関する広報回数	10回／年	15回／年	20回／年
Ⅱ あらゆる分野へ男女がともに参画できる社会づくり	1 政策・方針決定の場への男女共同参画の促進	各種審議会における女性委員の割合	21%	25%	30%
		市における課長級以上の女性管理職の割合	6%	8%	10%
	2 家庭・地域社会における男女共同参画の促進	「男性も女性もともに介護すべきである」と考える人の割合	69%	80%	100%
		「地域活動への参加」は、夫婦同じ程度の役割だと思える人の割合	55%	70%	100%
		女性消防団員の登録者数	25人	40人	45人



基本 目標	方 針	目 標	H 2 2	H 2 8	H 3 3
Ⅲ 男女がいそいそと働ける環境づくり	1 働く場における男女共同参画のための環境整備	パワハラ・セクハラに対する取り組みをしている事業所の割合	50%	75%	100%
		市内事業所における男性の育児・介護休暇取得者数	3人	10人	30人
	2 女性の就業等チャレンジ支援	市内における家族経営協定締結農家戸数	40戸	45戸	50戸
	3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	19%	50%	100%
		市内事業所における男性の育児・介護休暇取得者数（再掲）	3人	10人	30人
Ⅳ 男女がともに健やかに過ごせる生活づくり	1 生涯を通じた健康支援	乳がん検診受診率	21%	35%	50%
		子宮がん検診受診率	22%	35%	50%
		特定検診受診率	22%	45%	65%
	2 安心して子育てできる環境整備	地域子育て支援拠点施設数	1か所	3か所	
		認可保育所入所児童定員数	480人	500人	
		延長保育実施保育所数	4か所	5か所	
		一時保育実施保育所数	0所	1か所	
		子ども会連合会加盟数	38団体	40団体	

※ 表中 ■ 部分は、「高梁市次世代育成支援後期行動計画（H 22 ～ 26）」に準じて、本計画の後期計画策定時（H 28）に設定します。

基本 目標	方 針	目 標	H 2 2	H 2 8	H 3 3
Ⅳ 男女がともに健やかに過ごせる生活づくり	3 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせるための環境整備	老人クラブ会員数	4,950人	6,000人	7,200人
		シルバー人材センター会員数	285人	400人	480人
	4 配偶者等に対するあらゆる暴力根絶のための環境整備 (高梁市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画)	DV被害者サポーター数	2人	30人	50人



高梁市男女共同参画推進条例

平成 17 年 4 月 1 日
条 例 第 3 号

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は私たちの願いであり、これまで様々な取組が進められてきました。

しかしながら、家庭や地域あるいは職場では、性別による固定的な役割分担意識やその意識に基づく社会的慣行が依然として存在しており、真の男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

また、少子高齢化、国際化、高度情報化等の社会経済環境が大きく変化する中、文化を育み健やかで活力あるまち高梁を創造し未来に引き継いでいくためには、男女が互いの人権を尊重し合い、共に支えあう対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画できる社会を実現することが不可欠であります。

このような認識から、市民、事業者及び市が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者・恋人その他親密な関係にある者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。

(5) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

(6) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人又はその他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として取り組まなければならない。

(1) 一人ひとりが互いを大切にし、性別による差別や暴力的な行為を受けることなく、男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行を見直し、一人ひとりが多様な生き方を選択することができること。

(3) 市の政策又は民間の団体における方針等の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会支援の下に、家庭生活における活動と勤労等の社会生活における活動とが両立できること。

(5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産等に関してその意思が尊重されるとともに、生涯を通じた心身の健康が配慮されること。

(6) 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的協調の下に進められること。

(市の責務)

第 4 条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に規定する基本理念のっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民及び事業者との緊密な連携協力を図るとともに、特

に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、いかなる場においても、性別による権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報への留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、女性に対する暴力等を助長する表現及び人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) その他男女共同参画の推進に関する施策

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第18条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに

これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な事項の調査研究に努めるものとする。

(広報啓発等)

第11条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報啓発、情報提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の推進)

第12条 市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第13条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(活動又は取組への支援)

第14条 市は、市民及び事業者が自主的に行う男女共同参画の推進に関する活動又は取組が促進されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(苦情の処理及び相談への対応)

第15条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民から苦情の申出があった場合は、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女間の人権侵害に関し、市民から相談の申出があった場合は、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第16条 市は、ドメスティック・バイオレンス等による権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、ドメスティック・バイオレンス等の被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっせん、情報の提供その他必

要な援助を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第18条 男女共同参画の推進に資するため、高梁市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、男女共同参画の推進について、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第20条 審議会は、市長が委嘱する委員15名以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。



高梁市男女共同参画推進条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日
規 則 第 12 号

(趣旨)

第1条 この規則は、高梁市男女共同参画推進条例（平成17年高梁市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第15条第1項の苦情の申出（以下「申出」という。）は、苦情申出書（別記様式）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、申出が次の各号のいずれかに該当するとき又は不適法であって補正することができないものであるときは、対応しないものとする。

- (1) 現に住民監査請求がなされている事案に関するもの
- (2) 現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの
- (3) 現に裁判所に所属している事案に関するもの
- (4) 現に議会に対して請願がなされている事案に関するもの

(審議会委員)

第3条 条例第18条に規定する高梁市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 事業者及び各種団体の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会に関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年高梁市条例第35号）による。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。



(別記様式)

苦情申出書

年 月 日

高梁市長 様

(申出者)

郵便番号	
住所又は事務所の所在地	
氏名又は法人名及び代表者氏名	
電話番号	() —

高梁市男女共同参画条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申し出ます

申出の趣旨 及び理由	(市の、どの機関のどの施策が、どのような問題があるか等を記入してください。)
この申出以 外の相談等 の状況	☐ 相談している 相談先（ ） 相談の状況及び結果
	☐ 相談していない
備 考	

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法 に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うこ

とができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町

村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第16条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第17条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第18条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第19条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第20条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して

行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

- 第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

- 第23条** 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(以下、略)



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
最終改正：平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者か

らの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基

本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的

又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したと

きは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他

配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十三年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた

後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得な

い場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居してい

る子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この

限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過

した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事

者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができ

る。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

あ 行

育児・介護休業法

直近では平成 22（2010）年に改正が行われ、子育て期の短時間勤務制度の義務化や「パパ・ママ育休プラス」など父親も子育てができる働き方の実現等が盛り込まれました。

結婚・出産を期に退職、子育て後に再就職という、特に日本に顕著な傾向です。多くの国では子育て期も就労を継続していることから谷間のない台形状の就労形態になっています。

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

ポジティブ・アクション（後述）の手法の一つで、人種や性別等を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。公的機関や公的委員会における任用・任命が一方の性に偏ることのないよう、一定の女性比率を確保する例が挙げられます。

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。固定的な考え方によって男性・女性の役割を決めている例として、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等があります。

さ 行 ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)	生物学的な性別(セックス／sex)とは違い、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いといった価値を含むものではなく、国際的にも使われているものです。
GII (ジェンダー不平等指数) Gender Inequality Index	GIIは、リプロダクティブ・ヘルス(妊産婦死亡率と、若年妊娠出産率)、エンパワーメント(議員の男女比と、初等・中等教育の男女比)、労働市場(女性の労働市場参加率)の3つの側面、5つの指標によって、ジェンダー平等度を数値化したものです。ジェンダー不平等によって、その国の人間開発にどれほどの損失が生じたと考えられるかを測ることを目的としています。2010年の日本の指数は、138ヶ国中12位となっています。
女性のエンパワーメント	女性が、自己決定する力、仕事上の技術力、経済的な力、物事を決定する場での発言力等を身につけ、その力を発揮し、さまざまな政策決定過程に参画することを意味します。
セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所でのわいせつな写真の掲示など、様々な様態のものが含まれます。
た 行 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として、昭和61(1985)年4月から施行されました。その後、平成9(1997)年には、差別禁止規定、職場のセクハラ防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正が行われました。さらに、平成18(2006)年には、差別の禁止範囲を男女双方に拡大し、体力や勤務条件等による間接差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を盛り込む改正が行われました。

男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会とされています。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付けており、男女の人権が尊重されかつ、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することが緊要であるとして、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律で、平成 11 (1999) 年 6 月に施行されました。
ドメスティック・バイオレンス (DV) (Domestic Violence)	明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力」という意味で使用されることが多く、殴る、蹴るなどの身体的なもの、大声でどなる、無視する、生活費を渡さないなど精神的なもの、性関係を強要するなど性的なものなどが挙げられます。
は 行 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法)	平成 13 年 4 月に成立し、平成 14 年 4 月 1 日から全面施行された法律で、これまで「犯罪とまでは認識されていなかった」夫婦間の暴力が、はっきり犯罪として規定されるとともに、改正法では「配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と規定されています。
バリアフリー	障害者や高齢者などハンディを持つとされる人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となる物や環境を取り除く考え方。
パワー・ハラスメント (パワハラ)	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。この行為は上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。
ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

や 行 ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、国籍等に関わりなく、誰もが利用しやすい物や環境をあらかじめつくる考え方。
ら 行 ライフスタイル	生活様式のこと。衣食住など日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方まで含む、広い意味での個人や集団の生き方。
ライフステージ	人間の一生を、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた、それぞれの段階。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	リプロダクティブ・ヘルスは、ライフサイクルを通じて個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方、リプロダクティブ・ライツはそれをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念で、平成6（1994）年、カイロで開催された国際人口・開発会議で提唱されました。 女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態により安全な性生活を営み、子供をいつ何人産むか、または産まないかなどを、当事者である女性に幅広い自己決定権を認めようとする考え方で、妊娠、出産、中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視したものです。
わ 行 ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会をいいます。



男女共同参画関係年表

年	国際機関	日本	岡山県
1975 年 (昭和50年)	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）を開催（メキシコシティ、6～7月） ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置（9月） ・婦人問題企画推進本部会議設置（9月）	
1977 年 (昭和52年)		・「国内行動計画」、「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定（1月）	
1978 年 (昭和53年)			・「婦人問題行政連絡協議会」設置 ・県政モニターアンケート「婦人の地位向上に関する意識調査」実施（10月）
1979 年 (昭和54年)	・第34回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択（12月）		・県の婦人問題担当課を「県民課」に位置付ける ・「岡山の婦人問題を考える会」が発足、意見書を発表
1980 年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年 中間年世界会議」（第2回世界女性会議）を開催（コペンハーゲン、7月） ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		・「岡山県婦人問題会議」を設置、同会議は「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」を答申
1981 年 (昭和56年)		・「国内行動計画後期重点目標」決定（5月）	・「岡山県婦人問題協議会」設置（4月） ・県の婦人問題担当課が「県民生活課」に移り、「婦人班」新設（4月）
1982 年 (昭和57年)			・婦人広報資料「おかやまの婦人」創刊 ・県政世論調査「家庭と婦人」実施（1～2月）
1984 年 (昭和59年)	・「国連婦人の十年 E S C A P 地域会議を東京で開催（3月）」		・「おかやま婦人のバス事業」開始
1985 年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）を開催（7月） ・（西暦2000年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・国籍法の改正施行（父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）（1月） ・「男女雇用機会均等法」の公布（6月） ・「女子差別撤廃条約」批准（6月）	・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」を答申 ・「岡山県婦人海外派遣事業」開始 ・婦人問題調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施

年	国際機関	日本	岡山県
1986 年 (昭和 61 年)		・ 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充（1 月） ・ 婦人問題企画推進有識者会議開催（2 月） ・ 「男女雇用機会均等法」の施行（4 月）	・ 県民生活課婦人班を「婦人青少年対策室婦人企画班」に改組（4 月） ・ 「地域婦人問題推進センター」設置（県内 3 か所）
1987 年 (昭和 62 年)		・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定（5 月）	・ 「岡山県婦人情報バンク」開設 ・ 「地域婦人問題推進センター」設置（県内 3 か所）
1988 年 (昭和 63 年)			・ 「地域婦人問題推進センター」設置（県内 3 か所） ・ 「女性による地域福祉実践事業」開始
1989 年 (平成元年)		・ 新学習指導要領の告示（家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等）（3 月）	・ 「働く女性相談コーナー」開設 ・ 「農山漁村婦人の日」設定
1990 年 (平成 2 年)	・ 国連婦人の地位委員会拡大会期 ・ 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（5 月）		・ 「21 世紀に生きる岡山の女性」シンボルマーク決定 ・ 県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（10 月）
1991 年 (平成 3 年)		・ 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」改定（第 1 次改定）（5 月） ・ 「育児休業法」公布（5 月）	・ 「第 4 次岡山県総合福祉計画」策定（女性の項目新設） ・ 「男女共同参加型社会の実現をめざして」策定
1992 年 (平成 4 年)		・ 「育児休業法」施行（4 月） ・ 初の婦人問題担当大臣を任命（12 月）	・ 「女性県政アドバイザー事業」開始 ・ 「女性農業士制度」発足
1993 年 (平成 5 年)		・ 「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整備について」決定（7 月）	・ 「女性青少年対策室女性政策課」を新設（4 月）
1994 年 (平成 6 年)	・ 「開発と女性」に関する第 2 回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ、6 月） ・ 国際人口・開発会議で「行動計画」を採択（カイロ、9 月）	・ 男女共同参画室（総理府）設置（6 月） ・ 男女共同参画審議会設置（政令）（6 月） ・ 男女共同参画推進本部設置（7 月）	・ 所管部を地域振興部から企画部に移管（4 月） ・ 岡山県婦人問題協議会に「女性の地位と福祉の向上のための総合的方策」について諮問 ・ 県政世論調査「女性の地位向上に関する生活と意識」実施（7～8 月）

年	国際機関	日本	岡山県
1995 年 (平成 7 年)	・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のため行動－を開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択(9 月)	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)(6 月公布／10 月施行)	・岡山県婦人問題協議会が「女性の地位と福祉の向上に関する提言」答申 ・岡山県婦人問題協議会を「岡山県男女共同参画推進協議会」に改称(10 月)
1996 年 (平成 8 年)		・男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申(7 月) ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足(9 月) ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定(12 月)	・「男女共同参画社会の実現をめざして」策定
1997 年 (平成 9 年)		・男女共同参画審議会設置(法律)(4 月) ・「男女雇用機会均等法」の改正(女性に対する差別の禁止等)(6 月公布／1999 年 4 月施行) ・「介護保険法」成立(12 月公布／2000 年 4 月施行)	・「岡山県男女共同参画推進本部」設置(4 月) ・「岡山県女性センター整備構想検討委員会」設置(6 月) ・「男女共同参画アドバイザー養成事業」開始
1998 年 (平成 10 年)		・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法－男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり－」答申(11 月)	・所管部を企画部から生活環境部に移管(4 月) ・「ウィズウィーク(11/11～17)」決定 ・「中国・四国・九州地区男女共同参画推進地域会議」開催(11 月)
1999 年 (平成 11 年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6 月) ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)(7 月)	・「岡山いきいき子どもプラン」策定(3 月) ・岡山県男女共同参画推進センター(愛称:ウィズセンター)開館(4 月)
2000 年 (平成 12 年)	・国連特別総会「女性 2000 年会議: 21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク、6 月)	・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申(7 月) ・「国の審議会等における女性委員の登用について」決定(8 月) ・男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方－21 世紀の最重要課題－」答申(9 月) ・「男女共同参画基本計画」閣議決定(12 月) ・「男女共同参画週間について」決定(12 月)	・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施(1～2 月) ・岡山県人権政策審議会答申(3 月)

年	国際機関	日本	岡山県
2001 年 (平成 13 年)		・男女共同参画会議・男女共同参画局（内閣府）設置（1 月） ・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、「女性に対する暴力をなくす運動について」決定（6 月） ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定（7 月） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行（4 月公布／10 月施行） ・「育児休業法」改正（対象となる子の年齢の引き上げ等）（11 月）	・「おかやまウィズプラン 21」策定（3 月） ・「岡山県人権政策推進指針」策定（3 月） ・「女性青少年対策室女性政策課」を「男女共同参画課」に改組（4 月） ・「岡山県男女共同参画の促進に関する条例」公布（6 月）・施行（10 月） ・男女共同参画推進月間始まる（11 月）
2002 年 (平成 14 年)			・「岡山県男女共同参画審議会」を設置（4 月）
2003 年 (平成 15 年)		・男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定（6 月）	・「地域婦人問題推進センター」設置（県内 3 か所） ・「女性による地域福祉実践事業」開始
2004 年 (平成 16 年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用、登用の拡大等について」決定（4 月） ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書取りまとめ（6 月） ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（暴力の定義の拡大等）（6 月公布／12 月施行）及び同法に基づく基本方針の策定（12 月）	・「女性のチャレンジ支援策岡山アピール」開催（8 月） ・「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施（10～11 月） ・「新岡山いきいき子どもプラン」策定（12 月）
2005 年 (平成 17 年)	・第 49 回国連婦人の地位委員会／「北京＋10」閣僚級会合（ニューヨーク、2～3 月）	・男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申（7 月） ・男女共同参画会議「男女共同参画基本計画の変更について」答申（12 月） ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定（12 月）	・岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画策定（3 月） ・「女性副知事フォーラム 2005 おかやま」開催（11 月）
2006 年 (平成 18 年)	・第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京、6～7 月）	・「男女雇用機会均等法」の改正（性差別禁止の範囲の拡大等）（6 月公布／2007 年 4 月施行）	・「改訂岡山県人権政策推進指針」策定（2 月） ・「新おかやまウィズプラン」策定（3 月）

年	国際機関	日本	岡山県
2007 年 (平成 19 年)	・ 第 2 回東アジア男女共同参画 当大臣会合 (ニューデリー、 12 月)	・ 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」 改正 (保護命令制度の拡充等) (7 月公布 / 2008 年 1 月施行) ・ 「パートタイム労働法」改正 (パートタイム労働者の雇用環 境の整備) (公布 6 月 / 施行 2008 年 4 月) ・ 「仕事と生活の調和 (ワーク・ ライフ・バランス) 憲章」及 び「仕事と生活の調和推進の ための行動指針」策定 (12 月)	
2008 年 (平成 20 年)		・ 男女共同参画推進本部決定 「女性の参画加速プログラム」 (4 月) ・ 「次世代育成支援対策推進法」 の改正 (一般事業主行動計画の 公表の義務化等) (公布 12 月 ／施行 2009 年 4 月)	・ 岡山県配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関する 基本計画改定 (7 月) ・ 岡山県男女共同参画推進セン ター (ウィズセンター) 岡山 県総合福祉・ボランティア・ NPO 会館 (きらめきプラザ) へ移転 (9 月) ・ 「全国シェルターシンポジウム 2008in おかやま」開催 (後援) (11 月)
2009 年 (平成 21 年)		・ 「DV 相談ナビ」開設 (1 月) ・ 男女共同参画シンボルマーク 決定 (4 月) ・ 育児・介護休業法改正 (短時間 勤務制度導入等) (公布 6 月 / 施行 2010 年 6 月) ・ 男女共同参画会議「新たな経 済社会の潮流の中で生活困難 を抱える男女について」公表 (11 月)	・ 「新おかやまウィズプラン」中 間見直し (3 月) ・ 「男女共同参画社会に関する県 民意識調査」実施 (10 ~ 11 月)
2010 年 (平成 22 年)	・ 第 54 回国連婦人の地位委員 会 / 「北京 + 15」記念会合 (ニューヨーク、3 月)	・ 男女共同参画推進本部決定「 男女共同参画会議「第 3 次男 女共同参画基本計画策定に当 たつての基本的な考え方につ いて」答申 (7 月) ・ 男女共同参画会議「男女共同 参画基本計画の変更について」 答申 (12 月) ・ 「第 3 次男女共同参画基本計画 」閣議決定 (12 月)	・ 「岡山いきいき子どもプラン 2010」策定 (3 月) ・ 所管部を生活環境部から県民 生活部に移管 (4 月) ・ 「男女共同参画課」を「男女共 同参画青少年課」に改組 (4 月)
2011 年 (平成 23 年)			・ 「第 3 次おかやまウィズプラン 」策定 (3 月) ・ 「第 3 次岡山県人権政策推進指 針」策定 (3 月)